

訪問看護あかり

重要事項説明書

当事務所はご契約者に対して訪問看護サービスを提供します。事務所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを以下に説明します。

1 事業者

- (1) 法人名 株式会社灯の台地
- (2) 法人所在地 栃木県宇都宮市駒生町 1219 番地 1
- (3) 電話番号 028-902-1121
- (4) 代表者氏名 代表取締役 阿部 久男
- (5) 設立年月日 平成 26 年 4 月 2 日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の名称 訪問看護あかり
- (2) 事業所の指定番号 宇都宮市 第 0960190536 号
- (3) 所在地 宇都宮市駒生町 1224 番地
- (4) 電話番号 028-666-6680
- (5) ファクシミリ番号 028-612-1174
- (6) 営業時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
- (7) 開設年月日 令和 2 年 1 月 1 日
- (8) 管理者の氏名 木下 明美
- (9) サービス提供地域 宇都宮市、鹿沼市、日光市（旧今市市）

3 事業の目的と運営方針

事業の目的 利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護を提供することを目的とします。

運営の方針 事業所は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法、医療保険法、その他関係条令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の健康状態の悪化の防止のため、適切なサービスを提供します。

4 職員体制

【管理者】常勤：看護師 1名

【従業員】常勤：看護師 3名 非常勤：看護師 1名

5 提供するサービス内容

- ① 血圧などの測定 ② 入浴などの清潔ケア ③ 衣生活のケア
- ④ 食事や療養のケア及び指導 ⑤ 排泄のケア及び指導 ⑥ 睡眠のケア及び指導
- ⑦ 環境整備や指導 ⑧ リハビリテーション ⑨ 疾病や服薬の管理または指導
- ⑩ 医療処置や介護相談 ⑪ 他機関との連絡調整
- ⑫ 主治医への報告調整 ⑬ その他

6 サービス開始の方法

訪問看護サービスを受ける際には、介護支援専門員にご相談ください。

訪問看護を受けるためには、主治医からの訪問看護指示書が必要となります。

なお、訪問看護指示書は医療費扱いとなりますのでご了承ください。

7 個人情報の保護について

当事業所は個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守し、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会義務と考えます。また、訪問看護計画の作成や事業所との連絡等、必要最小限の範囲で個人情報を使用する場合には、利用目的を説明の上、利用者、利用者家族からの同意を受けて使用させていただきます。

8 緊急時における対応

看護職員等は事業実施中に利用者の病状が急変、その他の緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医連絡を行い、指示を求める等の適切な措置を講じます。

9 事故発生時の対応

サービス提供時に事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、主治医、介護支援専門員へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10 守秘義務及び個人情報の保護

職員に対して、職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導・教育を適時行う。また、入職時において、職員より誓約書の内容を確約させます。

11 虐待防止に関する事項

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施をします。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備を行います。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者（利用者の家族等を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報いたします。

- (4) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

訪問看護あかり 虐待防止に関する責任者 君島めぐみ

12 衛生管理等について

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所に感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をしています。
 - ②感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 サービス提供の記録

- (1) 事業所は、利用者宅で支援したことを訪問看護記録等の書面に記載し、その記録を利用終了後5年間は保存します。
- (2) 利用者または利用者の後見人（必要に応じ利用者の家族を含む）は、事業者に対し、いつでも前各項の記録の閲覧・謄写を求めることができます。ただし、謄

写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

15 利用料

- (1) 介護保険の適用を受けるサービス（介護保険負担割合証に記載された額を負担）
- (2) 医療保険の適応を受けるサービス（医療保険証の記載の通り）
- (3) 介護保険、医療保険の適用を受けないサービス（全額自己負担）
- (4) その他の費用（全額自己負担）
- (5) キャンセル料

利用者が、サービス利用日の前日までに中止を申し入れなかった場合、キャンセル料をお支払いいただく場合があります。ただし、病状の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

- (6) 支払い方法等

事業者は、利用者に対し、当月分の利用料の請求書を翌月 15 日までに送付します。請求書には、利用者が利用した各種サービスにつき、利用回数、単価、介護保険、医療保険適用の有無などの明細を記載します。

利用者は、事業者に対し、当月分の利用料を、翌月 27 日までに事業所の指定する方法で支払います。利用料は次頁の方法でお支払いください。

- (A) 銀行口座自動引き落とし（翌月 27 日引き落とし）

事前に所定用紙（口座振替依頼書）にご記入のうえ提出いただきます。毎翌月 27 日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に口座引き落としとなります。

- (B) 銀行振り込み

口座引き落としができない場合は銀行振り込みでお願いすることもあります。

栃木銀行 三の沢支店（普）1028228 株式会社 灯の台地 阿部久男

16 損害賠償

- (1) 事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、利用者または利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合には、速やかに利用者または利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、事業者に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。
- (2) 前項の義務履行を確保するため、事業者は賠償損害保険に加入しています。
- (3) 利用者または利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

17 サービス内容における第三者の評価の実施状況の有無

事業者は、サービス内容における第三者評価を実施していません。

18 サービス内容に関する相談・苦情窓口

- 訪問看護あかり

管理者 木下 明美

受付時間 月曜日から金曜日まで 8:30~17:30 連絡先 028-666-6680

公的機関苦情受付

- 宇都宮市保健福祉部 高齢福祉課

住所 宇都宮市旭1丁目1番地5号 連絡先 028-632-8989

- 鹿沼市保健福祉部 介護保険課 介護保険係18番窓口

住所 鹿沼市今宮町1688番地1 連絡先 0289-63-2283

- 日光市高齢福祉課

住所 日光市今市本町1 連絡先 0288-21-5100

- 栃木県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 介護サービス担当

住所 宇都宮市本町3番地9 栃木県本町合同庁舎6階

連絡先 028-643-2220

- 県域医療安全相談センター

住所 宇都宮市塙田1-1-20 県民プラザ内 連絡先 028-623-3900

19 サービスご利用に際してのお願い

- (1) お茶やお菓子など、お心付けなどはご不要です。
- (2) 大切なペットの安全を守るためにゲージに入れる等の、ご協力をお願いします。
- (3) 見守りカメラ設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じ事前に職員本人の同意を受けて下さい。
- (4) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約解除することもあります。

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の開始にあたり、利用者様に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明し交付しました。

令和 年 月 日

株式会社灯の台地
訪問看護あかり
栃木県宇都宮市駒生町 1224 番地

管理者 木下 明美 印

説明者 _____

私は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕開始にあたり重要事項の説明を受け、本書面により重要事項説明書の内容に同意します。

令和 年 月 日

利用者

氏名 _____ 印

利用者代筆者

氏名 _____ 印（続柄 _____）